

吉岡町子ども読書活動推進計画

吉岡町教育委員会

平成28年1月

吉岡町子ども読書活動推進計画

吉岡町教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

第1 計画策定の目的

第2 計画の期間

第3 計画の構成

第2章 推進のための具体的な取り組み

第1 家庭・地域・学校等における読書活動の推進

- 1 家庭・地域等における具体的な取組
- 2 学校等における具体的な取組
- 3 図書館における具体的な取組
- 4 特別な支援を必要とする子どもの活動等への配慮

第2 読書活動に関する理解と関心の普及

第3 関係機関等の連携・協力

- 1 学校、図書館、地域ボランティアの連携・協力

第1章 計画策定の趣旨

第1 計画策定の目的

吉岡町子ども読書活動推進計画は、吉岡町のすべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるように、「子ども読書活動の推進に関する法律（第9条第2項）」及び「群馬県子ども読書活動推進計画」に基づき策定した計画であり、吉岡町における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すことを目的とします。

抜粋（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月12日）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

第2 計画の期間

吉岡町子ども読書活動推進計画の対象期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。

第3 計画の構成

吉岡町子ども読書活動推進計画では、以下3つを計画推進の柱として、吉岡町の実情を踏まえ施策の方向性を示します。

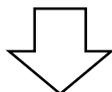
- 1 家庭・地域・学校等における読書活動の推進
- 2 読書活動に関する理解と関心の普及
- 3 関係機関等の連携・協力

第2章 推進のための具体的な取り組み

第1 家庭・地域・学校等における読書活動の推進

1 家庭・地域等における具体的な取組

- 公民館や図書館において、読み聞かせ会などの親子がふれあう機会の提供
- 地域の読書活動の推進団体や読み聞かせ等のボランティアに対しての公民館等で活動の場の提供
- 保健センターで行われる10ヶ月児検診時におけるブックスタート事業の実施

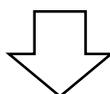


<期待される効果>

子どもが読書と出会うきっかけができ、親子のふれあいを通じて、読み聞かせや読書の習慣付けをすることの重要性を保護者に伝えることができます。

2 学校等における具体的な取組

- 各学校の司書教諭等を中核とした組織的な図書館教育の推進
- 図書委員会を中心とした子どもの主体的な読書活動の推進
- 朝の読書や読み聞かせ、学校推薦図書、不読児童生徒への指導の工夫など、各学校における意図的・計画的な読書指導の推進
- 地域ボランティアと連携した読み聞かせの充実
- 子どもが自由に楽しく図書を検索、貸出、返却できるシステム、蔵書管理のデータベース化の推進
- 蔵書冊数の拡大、開放・開館方法の工夫等による学校図書館の機能の充実
- 各教科等における図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実



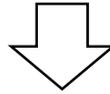
<期待される効果>

各学校が目標を掲げて実践に取り組むことにより、校内各学級の読書活動の取組につながり、組織的な読書活動に発展します。また、多様な経験を有する地域の人やボランティアの協力を得ることにより、学校における読書活動が活性化します。

3 図書館における具体的な取組

- 子どもの読書意欲を喚起し、図書館に来たくなる魅力的な蔵書の充実
- 子どもが安心して自由に読書を楽しめる居場所作り
- 学校における調べ学習などへの資料相談、子どもや教職員の資料要求への対応

- ボランティアとの連携により実施している読み聞かせ等の読書推進事業の充実
- 子どもたちへ薦めたい図書の展示コーナーの充実
- 児童用図書や読み聞かせ会の開催等の情報の積極的な提供
- 県立図書館や各公共図書館との連携による未所蔵資料の相互貸借の充実
- 小中学生の職場体験等の実施

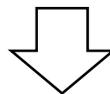


＜期待される効果＞

子どもたちには「図書館で自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選んで、読書を楽しめる」という意識を、保護者には「図書館で『子どもに読ませたい本』や『子どもの読書』について相談できる」という意識を高めます。また、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、展示等を実施するなどして図書館への来館者を増やすことで、地域における子どもの読書活動の推進につなげます。

4 特別な支援を必要とする子どもの活動等への配慮

- 様々な理由により読書活動が困難な子どもに対して、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入り映像資料等の整備・提供
- 施設・設備での障がい者用トイレや点字による案内等、バリアフリー化の充実

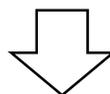


＜期待される効果＞

子どもの様々な障がいに応じた読書活動への支援及び特別な支援を有する子どもの読書活動の推進につなげます。

第2 読書活動に関する理解と関心の普及

- 町のホームページや広報、図書館、学校等における通信、及び本計画の周知
- 4月23日の「こども読書の日」を中心に子どもの読書活動への理解と関心を深める活動を実施



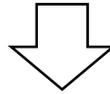
＜期待される効果＞

子どもにとって読書が果たす役割を考えるきっかけを作ることができ、町内の各所で行われる「子どもの読書活動」が同じ目的でつながり、町内全体で読書活動を推進する機運を高めることができます。

第3 関係機関等の連携・協力

1 学校、図書館、福祉施設、地域ボランティアの連携・協力

- 図書館と学校等、地域ボランティアとで各教科や総合的な学習の時間等への対応を含めた図書館の活用についての情報交換
- 図書館所蔵図書等の団体貸し出しの拡充



<期待される効果>

図書館の機能が学校における学習活動に有効活用されることとなります。また、学校図書館や幼稚園、保育園、児童館等で読み聞かせを実施するにあたり、図書館から図書等の団体貸し出しをすることによって、蔵書の有効活用を一層促進することができます。